

福島県ばんだい荘わかば指定管理者仕様書

福島県ばんだい荘わかば（以下「ばんだい荘わかば」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等はこの仕様書による。

1 趣旨

本仕様書はばんだい荘わかばの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 設置目的

児童福祉法第42条の規定に基づき、知的障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする。

3 施設の概要

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 施設の種類 | 障害児入所施設 |
| (2) 所在地 | 耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967番地1 |
| (3) 敷地面積 | 21,498.35㎡ ※1 |
| (4) 建物の概要 | |
| ア 構造 | 鉄筋コンクリート2階 |
| イ 延床面積 | 5,498.56㎡ ※2 |
| ウ 附属建物 | 機械室7.04㎡ 倉庫16.8㎡ ※3 |
| エ 開設時期 | 昭和43年4月（建築時期 平成10年10月） |
| (5) 入所定員 | 30人 |
- ※1 ばんだい荘あおばと同一敷地
※2 ばんだい荘あおばと併設のため合算
※3 ばんだい荘あおばと共有

4 入所者の概要

入所者の状況に関する資料は、募集説明会において配付します。

5 指定管理者が行う業務

(1) 施設運営に関する業務

知的障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。

なお、運営に当たっては、児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）その他関係法令を遵守するとともに、その他関係通知等の内容を満たすものであること。

(2) 利用料金の徴収に関する業務

市町村及び入所者に対し、利用料金を請求し収納すること。

(3) 維持管理に関する業務

施設、設備及び備品の維持管理を適切に行い、保守管理に関する業務及び維持修繕に関する業務を行うこと。

ア 保守管理に関する業務

(ア) 施設の保守管理

建物、附属施設については、定期的に点検を行い、異常箇所を早期に発見すること。

(イ) 設備の保守管理

給排水設備、電気設備等は、日常点検、法定点検、定期点検を行うこと。

(ウ) 備品等の保守管理及び帰属

- a 指定管理者は善良な管理者の注意をもって備品リストの備品を使用し、またいつでも使用できるように良好な状態に保つものとする。
- b 指定管理者が専ら施設での利用に供するために新たに備品（一件あたりの取得費用が10万円以上の物品）を取得する場合は、費用負担、所有権の帰属先についてあらかじめ県と協議すること。
- c 施設の事業運営に支障をきたさないよう必要な物品を適宜購入し、適切に更新、管理を行うこと。

(エ) 植栽の管理

敷地内の植栽については、美観の保持、利用者の安全等の観点から適切に管理すること。

(オ) 保守点検業務

ばんだい荘あおばに同じ。

イ 維持修繕に関する業務

(ア) 施設の維持

日常的な清掃に加え、定期的に清掃を行い、安全で快適な環境を維持すること。
なお、定期的な清掃の項目はばんだい荘あおばに同じ。

(イ) 施設、設備及び備品の修繕

施設、設備及び備品の修繕は指定管理者が実施する。

なお、1件あたりの予定価格の額が250万円を超える大規模な修繕については、別途協議すること。

(ウ) 施設及び設備の改良・改修

施設及び設備の改良、改修については、別途協議すること。

(4) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

(5) 人材育成

指定管理者の業務に従事する者に対し、業務上必要とする研修、教育を実施し、施設運営に支障をきたさないよう万全を期するものとする。

(6) 防災体制の強化

防災関係の器具機材等の点検整備に努め、ばんだい荘あおば、関係機関及び地域住民等と連携をとり、防災体制を構築すること。

(7) 利用者の事故防止

施設内外における利用者の事故の未然防止と無断外出の防止を徹底すること。

(8) ボランティア・視察等の受入

ボランティア、視察、学生実習、職員研修等の受入を積極的に行うこと。

(9) 情報公開

指定管理者が業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものについては、情報の公開に関し必要な措置を講じること。

(10) 文書の管理・保存

指定管理者が業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書等は、適切に管理、保存すること。

(11) 入所者の状況等に関する統計

施設の入所者の状況等について、毎月、毎年度集計し、県に報告すること。

(12) その他

県または市町村からの福祉避難所の設置避難所の設置運営に積極的に協力すること。